

Business Certificate news

No. : TCCI-0035

Date: 2012年11月19日

外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する原産地証明について

極東海域におけるカニ密漁・密輸出問題に関連し、11月16日、水産庁から日商に対し、「外国産のタラバガニ・ズワイガニを韓国に輸出する場合、水産庁が原産地証明を発給する」旨通知がございました。つきましては、下記通り取り扱いとさせていただきますので、お含みおきお願いいたします。

記

1. 対象となる貨物

外国産タラバガニ・ズワイガニ

2. 原産地証明の申請にあたって変更点

(1) 仕向地が韓国の場合

東京商工会議所では原産地証明を発給しません。

(水産庁が発給します。詳しくは「4. 参考情報」をご参照ください)。

(2) 仕向地が韓国以外の場合

外国産商品の典拠資料は、「日本への輸入時に、仕出国の公的機関が発行した原産地証明書(フォト・コピー可)」のみ使用可とさせていただきます(ご用意ができない場合は、個別にご相談ください)。

3. 期間

2012年11月19日申請分以降、当面の間

4. 参考情報

(1) 韓国向けの外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する手続について(水産庁HP)

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/kani_certificate.html

(2) 外国産商品の原産地証明書について(東京商工会議所HP)

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/country_of_origin/coo08.html

以上